

ショートステイ(予防) ユニット型特別養護老人ホーム愛和苑料金表

(R1.10～)

1割負担

第1段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	514	638
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	300	300
4.自己負担金 (居住費)	820	820
5.合計 (1+2+3+4)	1,640	1,764

第2段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	514	638
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	390	390
4.自己負担金 (居住費)	820	820
5.合計 (1+2+3+4)	1,730	1,854

第3段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	514	638
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	650	650
4.自己負担金 (居住費)	1310	1310
5.合計 (1+2+3+4)	2,480	2,604

第4段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	514	638
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	1392	1392
4.自己負担金 (居住費)	2006	2006
5.合計 (1+2+3+4)	3,918	4,042

2割負担

第1段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1028	1276
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	12	12
3.自己負担金 (食事代)	300	300
4.自己負担金 (居住費)	820	820
5.合計 (1+2+3+4)	2,160	2,408

第2段階	要介護度1	要介護度2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1028	1276
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	12	12
3.自己負担金 (食事代)	390	390
4.自己負担金 (居住費)	820	820
5.合計 (1+2+3+4)	2,250	2,498

第3段階	要介護度1	要介護度2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1028	1276
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	12	12
3.自己負担金 (食事代)	650	650
4.自己負担金 (居住費)	1310	1310
5.合計 (1+2+3+4)	3,000	3,248

第4段階	要介護度1	要介護度2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1028	1276
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	12	12
3.自己負担金 (食事代)	1392	1392
4.自己負担金 (居住費)	2006	2006
5.合計 (1+2+3+4)	4,438	4,686

3割負担

第1段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1542	1914
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	18	18
3.自己負担金 (食事代)	300	300
4.自己負担金 (居住費)	820	820
5.合計 (1+2+3+4)	2,680	3,052

第2段階	要介護度1	要介護度2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1542	1914
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	18	18
3.自己負担金 (食事代)	390	390
4.自己負担金 (居住費)	820	820
5.合計 (1+2+3+4)	2,770	3,142

第3段階	要介護度1	要介護度2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1542	1914
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	18	18
3.自己負担金 (食事代)	650	650
4.自己負担金 (居住費)	1310	1310
5.合計 (1+2+3+4)	3,520	3,892

第4段階	要介護度1	要介護度2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1542	1914
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	18	18
3.自己負担金 (食事代)	1392	1392
4.自己負担金 (居住費)	2006	2006
5.合計 (1+2+3+4)	4,958	5,330

※介護職員処遇改善加算Ⅰ(総介護報酬単位数に1000分の83に相当する単位数)が加算されます。
 ※介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(総介護報酬単位数に1000分の23に相当する単位数)が加算されます。

※送迎費368円/回

※食費は1食ごとの算定になります。朝食300円 昼食592円 夕食500円

※テレビ代100円/日

※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階)・課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費820円/日)	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費390円・居住費820円/日)	課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階:市町村民税非課税 (食費650円・居住費1310円/日)	課税年金収入額と合計所得金額が80万円超266万円以下の方
第4段階:市町村民税課税 (食費1392円・居住費2006円/日)	上記対象条件以外の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

サービス提供体制加算Ⅱ(加算料金/日)12円	看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上
------------------------	--------------------------------------